

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業」の共生型サービスについて

障害福祉サービスの事業所でサービスを受けていた障害者が、要介護認定後もその事業所で介護サービスを受けられる「共生型サービス」を、本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」で行うことになりました。

1 共生型サービスの説明

原則：障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスが優先

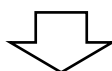
要介護認定の場合

障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを行うには	
介護保険法 改正前	介護保険法 改正後
介護保険サービスの指定を受ける必要がある。	障害福祉サービスの指定を受けていれば、介護保険サービスの指定を受けることができ、両方のサービスを提供できる（ 共生型サービス ）。

要支援認定・サービス事業対象者の場合

障害福祉サービス事業所が総合事業サービスを行うには	
地域支援事業実施要綱 改正前	地域支援事業実施要綱 改正後
総合事業サービスの指定を受ける必要がある。	自治体の判断で、 共生型サービス を実施することが可能になる。

総合事業：「介護予防・日常生活支援総合事業」、自治体が実施主体で、要支援１・２の方、サービス事業対象者に介護サービスを提供



本市は

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号事業の人員等に関する基準を定める要綱」を改正し、共生型サービスを実施いたします。サービス内容は本市の総合事業サービスと同じになります。

2 参入できるサービス：

- ・訪問型サービス（ホームヘルプ）

利用者ができることを最大限に生かし、利用者ができない行為について、家族や地域での支え合い活動やほかのサービスが利用できない場合に、ホームヘルパーによるサービスを行います。例えば、利用者が食材の準備・食事の盛りつけを行い、それ以外の行為をホームヘルパーが支援するなど、本人の自立支援の観点から、本人ができることは自分でやってもらうようなサービスです。

- ・通所型サービス（デイサービス）

デイサービスセンターに通い、食事や日常生活上の支援などの共通的なサービスのほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔（こうくう）機能の向上、アクティビティ）を受けることができます。

3 共生型サービスを行うことができる障害福祉サービス事業所

- ・訪問型サービス：

- ① 居宅介護

- 障害者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する。

- ② 重度訪問介護

- 重度の障害者を対象としている。サービスは居宅介護と同様。

- ・通所型サービス：

- ③ 生活介護

- 障害者支援施設などで、昼間に入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

- ④ 自立訓練

- 障害者支援施設などで、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う。

- ⑤ 児童発達支援

- 児童発達支援センターで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

- ⑥ 放課後等デイサービス

- 就学している障害児を対象に、授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

4 報酬について

共生型サービスの事業所は、従来より緩和された基準が適用される為、報酬は通常より少ない金額になります（別紙参照）。

(介護総合事業)の サービス内容	(障害者事業) 対象事業所	介護報酬	対象となる条件
訪問型サービス	①の事業所	訪問介護相当サービスの報酬の70%	障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合
		訪問介護相当サービスの報酬の93%	重度訪問介護従事者養成研修修了者等により行われる場合
	②の事業所		指定重度訪問介護事業所により行われる場合
通所型サービス	③の事業所	通所介護相当サービスの報酬の93%	指定生活介護事業所により行われる場合
	④の事業所	通所介護相当サービスの報酬の95%	指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所により行われる場合
	⑤の事業所	通所介護相当サービスの報酬の90%	指定児童発達支援事業所により行われる場合
	⑥の事業所		指定放課後等デイサービス事業所により行われる場合

※ なお、本市の共生型サービスの報酬の扱いは「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1老企第36号）」に準じます。

5 加算について

報酬の各種加算については、訪問・通所介護相当サービスの事業者と同じ項目になります（共生型の通所サービスのみ「生活相談員配置等加算」が追加されます）。小樽市のホームページにあります「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」をご確認の上、不明な点等ありましたら、ご相談願います。

生活相談員配置等加算：

共生型通所介護相当サービス提供日に生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が1名以上配置され、当該事業所が地域や多世代との関わりを持つための活動等を行っている場合に算定することができる。

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」：

小樽市 HP トップ/事業者の皆さんへ/福祉・介護/介護サービス事業者へのお知らせ/
介護予防・日常生活支援総合事業/実施要綱、指定基準

6 利用者負担割合について

利用者負担は基本1割（介護保険の負担9割）。ただし、一定以上の所得のある方は以下のとおり。

本人の合計所得金額160万円以上かつ 年金収入＋年金以外の合計所得金額が単身世帯で280万円以上340万円未満 2人以上世帯の合計が346万円以上463万円未満	2割負担
本人の合計所得金額220万円以上かつ 年金収入＋年金以外の合計所得金額が単身世帯で340万円以上 2人以上世帯の合計が463万円以上	3割負担

7 介護報酬の請求について

共生型サービス費の徴収は、サービスの翌月に、「4 報酬について」の金額（加算がある場合は加算額も含む）に介護保険で負担する割合（基本9割）を掛けた金額を北海道国民健康保険団体連合会に請求し、残りの額を利用者から請求します。

8 ケアプランについて

- ・総合事業の介護サービスは利用者のケアプランに基づき行われます。利用者の利用するケアプランは地域包括支援センターが利用者の心身の状態を把握し、運営基準に基づいて考えます。
- ・サービス事業者はケアプランに基づき、事前アセスメントを行い、「個別サービス・支援計画」を立てる。サービス提供後、事後アセスメントを行い、その効果を判断し、結果を地域包括支援センターに報告する。
- ・地域包括支援センターは、利用者の課題の共通理解やケアプランの協議等のため、必要に応じて、サービス担当者会議を開催し、サービス事業者も会議の構成員になる。

9 事務の流れ

- ① 事業開始する場合は、開始予定日の原則1か月前までに指定申請を行う。小樽市のホームページ上に指定申請に係る提出書類一覧がありますので、ご確認願います。

指定申請書類：

小樽市 HP トップ/事業者の皆さんへ/福祉・介護/介護サービス事業者へのお知らせ
/介護予防・日常生活支援総合事業/介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請について

- ② 事業開始後、ケアプランに基づきサービスを実施、サービス実施の翌月に介護保険負担分を「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表」により算定し、「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業単位数マスタ」を用いて北海道国民健康保険団体連合会に請求する。また、利用者から利用者負担分を徴収する。

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表」「同単位数マスタ」:

小樽市 HP トップ/事業者の皆さんへ/福祉・介護/介護サービス事業者へのお知らせ/介護予防・日常生活支援総合事業/サービスコードについて

※ 北海道国民健康保険団体連合会に請求するためには、請求手続や請求ソフト等が必要になります（「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業単位数マスタ」は請求ソフトに取り込んで使用します。）。詳細は、北海道国民健康保険団体連合会にお問合せいただく他、北海道国民健康保険団体連合会のホームページでご確認ください。

10 その他手続

- ① 指定の申請事項に変更があったときは、変更届出書を変更日から10日以内に市長に提出する必要があります。

変更届出書:

小樽市 HP トップ/事業者の皆さんへ/福祉・介護/介護サービス事業者へのお知らせ/介護予防・日常生活支援総合事業/介護予防・日常生活支援総合事業の指定内容変更及び廃止等の届出について

- ② 指定の更新は原則6年ごと。指定更新の申請が必要です。

指定申請書類:

小樽市 HP トップ/事業者の皆さんへ/福祉・介護/介護サービス事業者へのお知らせ/介護予防・日常生活支援総合事業/介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請について

- ③ 事業者指定を受けたサービスについて、新たに加算を取得する場合、又は取得中の加算を変更する場合は、届出が必要です。

加算届出書類:

小樽市 HP トップ/事業者の皆さんへ/福祉・介護/介護サービス事業者へのお知らせ/介護予防・日常生活支援総合事業/介護予防・日常生活支援総合事業の加算等の届出について

- ④ 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、廃止・休止・再開届出書をその廃止、休止の日の1か月前まで、又は再開の日から10日以内に市長に提出する必要があります。

廃止等届出書類:

小樽市 HP トップ/事業者の皆さんへ/福祉・介護/介護サービス事業者へのお知らせ/介護予防・日常生活支援総合事業/介護予防・日常生活支援総合事業の指定内容変更及び廃止等の届出について

1 1 今後の予定

改正後の「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業の人員等に関する基準を定める要綱」は令和元年 12 月上旬までにホームページに掲載する予定です（施行は令和 2 年 3 月 1 日）。

サービス開始は令和 2 年 3 月からを予定しています。令和 2 年 3 月からサービス開始する場合は、原則サービス開始 1 か月前（2 月 1 日）までに指定申請する必要があります。詳細はご相談ください。指定申請は令和 2 年 1 月から受け付けます。

1 2 最後に

- ① 総合事業の「共生型サービス」は、要支援 1、2 の方や、サービス事業対象者を対象にしていますが、本市の指定を受ける場合は、「共生型サービス」の理念に基づき、要介護 1～5 の方の「共生型サービス」も実施願います。

介護 1～5 の方の「共生型サービス」

「共生型サービス」の指定を受けられる障害福祉サービス	共生型サービス		指定権者
居宅介護 重度訪問介護	訪問型	訪問介護	北海道
生活介護 自立訓練 児童発達支援 放課後等デイサービス	通所型	通所介護（定員 19 名以上）	北海道
		地域密着型通所介護（定員 18 名以下）	小樽市

※ 地域密着型通所介護の「共生型サービス」の指定は、令和 2 年 2 月 7 日開催予定の「小樽市地域密着型サービス運営委員会」の意見を聞く必要があることから、12 月中旬までに事前協議のご相談をいただき、1 月中旬までに指定申請してください。その場合 3 月 1 日からの指定となります。

- ② 今回の「共生型サービス」の説明は概要になりますので、実際に指定申請される場合は、必ず事前にご相談願います。